

## 科学研究費助成事業 研究成果報告書

令和 6 年 4 月 22 日現在

機関番号：17102

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2019～2023

課題番号：19K01244

研究課題名(和文) 中田薫法制史学の形成と展開

研究課題名(英文) The formation and development of Nakata Kaoru as a historian of the Japanese law

研究代表者

山口 道弘 (Yamaguchi, Michihiro)

九州大学・法学研究院・准教授

研究者番号：60638039

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,500,000円

研究成果の概要(和文)：1 三上参次は、明治20年代半ばに於ける最新版の文明史の方法論を受容し、これを以て従来の修史館史学を批判して官学アカデミズム史学を樹立した。2 三上を継承した、第2世代の官学アカデミズム史学者は、同時代的文脈を以て史料を理解すると云う意味での文化史を、方法論として自覚し、実践した。3 これに対し、旧世代の修史館史学者に属する久米邦武は、上記全ての動向について、その意味を理解できなかった。4 法制史学界では、牧健二が文化史の方法を全面的に受容して日本固有法の樹立を目指し、同様の思考に立脚する社会法学者と組んだ。これに対し、中田薫の文化史受容は部分的なものに止まった。

研究成果の学術的意義や社会的意義

第1に、従来の日本史学史は、明治初年の文明史は、中期には衰頹し、それ以降の学界主流を成した官学アカデミシャンは、些末な考証に齷齪し、同時代社会への関心が薄い者であるかの如くに理解した。本研究は、それは誤りであって、文明史が追究した因果関係の解明と云う社会科学的な関心は、官学アカデミズムの歴史学者にも継承されたこと、又、官学アカデミシャンは、教育を通じて社会へ働きかけることを、歴史学の使命として重視していた事実を明らかにした。

第2に、従来の日本法制史学史は、三浦周行や牧健二等の所謂文科派とは異なり、中田薫以降の所謂法科派は文化史に無縁であるかの如くに誤解していたが、これを本研究は正誤した。

研究成果の概要(英文)：1. Mikami Sanji accepted the latest version of the methodology of civilization history in the mid-1890s, used this to criticize the conventional Shushikan historians. Then he established the academic historiography of Japan. 2 The second generation of academic historians, who inherited Mikami, recognized and put into practice "Kulturgeschichte" as a methodology. Here the term "Kulturgeschichte" means understanding historical materials in their contemporary context. 3 In contrast to them, Kume Kunitake, who belongs to the older generation of Shushikan historians, could not understand the meaning of all the above trends. 4 In the field of legal history, Maki Kenji fully embraced the methods of Kulturgeschichte, and teamed up with sociolegal scholars in order to establish a unique law for Japan. In contrast, Nakata Kaoru's acceptance of cultural history was only partial.

研究分野：日本法制史

キーワード：中田薫 牧健二 三上参次 南北朝正閏論争 文化史 三浦周行 黒板勝美 社会法学

## 様式 C - 19、F - 19 - 1 (共通)

### 1. 研究開始当初の背景

中田薫は、近代日本の法制史研究における、最大の大家の一人であるが、その膨大な研究業績全般を一貫する見通しは示されていない。成る程、確かに既往の研究でも、中田の提示した特定の論点に就いては、その社会的意義や、それが齎した学界に於ける論争に説き及ぶ物は在った。しかし、中田の多岐にわたる研究生活を貫く、根本的な問題関心に就いては、十分な研究が為されていないのである。

### 2. 研究の目的

そこで本研究は、中田薫と云う学者の根本的な問題関心を明らかにしようと試みた。

しかしながら、中田は、大声で自分の心情を語る人ではなかったし、学問外で政治的な発言をして、自己を分かり易く曝け出すような人でもなかった。それ故、本研究では、中田の周囲からその人物像に迫ることとした。

### 3. 研究の方法

第1に、中田を取巻いた学問的環境を再現し、その中に中田学説を置いてみて、その独自性を理解しようとした。ここで重要なことは、学問的環境と云っても、それは、中田自身が所属した法制史学や法学部界隈だけでなく、より広く文学部系の歴史研究、さらには人文社会諸学にも目を配ること、である。どうしてこの様な迂路を辿らねばならないかと言うと、法制史学は、その内部で論争して議論を詰めて行けば自ずと発展して行ける様な、大所帯の学問領域では全くなかったからである。特に中田の学問修業期(明治20-30年代)は、大学や政府系機関に於ける考証派国学者による明治初年以後の制度考証を汲みつつ、西洋法学に由来する新しい法制史研究が勃興する時期にあたる為、今日所謂法制史学者は、多くが今日所謂文学部系の歴史家であった。確かに中田の師・宮崎道三郎は、歴とした法学部所属の法学者であったが、この師の薫陶であると確実に言い得るような特長は、比較律令研究と日韓比較言語研究くらいのものである。

とは言え、文学部系の歴史研究、延いては人文社会諸学に就いての史学史で、明治中期と云う時代を対象とする物は、研究開始時には少なかった。この時代は、文学部系の歴史学が、在来の漢学系修史館史学から官学アカデミズム史学へと移行する重要な時期でありながら、その辺りの大きな流れを示してくれるような先行研究は、大久保利謙の通史叙述にまで溯らねばならなかったし、その大久保の研究も、修史館史学と官学アカデミズム史学との連続性を重んずる余り、両者で何が異質なのかが判然としなかった。そこで、本研究は、先ずは明治中後期の官学アカデミズム史学の成立・展開過程を明らかにする所から着手した。

第2に、中田薫の回想録「懐旧夜話」(東京大学法学部図書室所蔵)を使えないか、と考えた。この回想録が語る所は、主として昭和初年の学内政治であるけれども、そこに表れる人物関係から、中田の学問思想に関する何等かの手掛かりが得られないか、と考えた。尤も、結論から言えば、この試みは成功しなかった。確かに大学教官・教授会構成員としての活動は判然としたものの、研究の内容に亘る事柄は、そこには書かれていなかったからである。

第3は、中田の講義を聴講した学生が所持していた、ガリ版刷り講義録や講義ノートを使えないか、と考えた。これは、講義録には、論文に纏められる前の着想が保存されている場合があること、又、論文よりも直截な内心の吐露が見られる場合があること、に基づく。

### 4. 研究成果

(1) 中田薫がその学問を形成した時代は、官学アカデミズム史学が勃興する時代でもあり、中田の業績も、官学アカデミズム史学の発展形態と把握しうるであろうと云う見通しに基づき、第1に、明治20年代から30年代に於ける、官学アカデミズム史学成立の過程とその特質とを、その中心人物である三上参次を軸に纏めた。

三上に代表される官学アカデミズム史学は、第1に、洋学系文明史学の継承者であった。三上は、皇典講究所や帝室博物館に集う国学者、蘇峰や愛山等の政治評論家たちによって修史館史学に加えられていた批判(「考証ばかりで論理がない」)に同調して、個々の事実の考証よりも、因果関係の解明を重んずる文明史を積極的に取り入れた。

第2に、三上等の官学アカデミズム史学は、同時代に活躍した愛山や三叉などの史論家と同様に、文学的インスピレーションを読者に与え、読者の人格を陶冶することを志していた。具体的には、愛国的な人格を涵養することを強く志向していた。この意味に於いて、彼等は、当時の民友派所謂、硬文学者の一員だった。

第3に、官学アカデミズム史学は、歴史教育に積極的に参与した。三上は、それまでの修史館史学による抹殺論の射程を歴史研究（純粋史学）に局限し、歴史教育（応用史学）では、抹殺論の対象となったような歴史物語を、むしろ活用すべきだと説いた。時あたかも、歴史教育に関し同様の主張をなしていたヘルバルト派教育学の興隆期にあたり、彼等と官学アカデミズム史学とは協働しうようになった。

(2) 続いて、明治中期から大正初年に至る官学アカデミズム史学の展開過程を明らかにした。具体的には、南北朝正閏論争を契機として、官学アカデミズム史学の第2世代（黒板勝美や三浦周行）が文化史を受容したこと、文化史によって南朝正統の結論を導出したこと、そして、それによって、修史館史学以来の課題であった、社会との融和を歴史学が達成したこと、を論じた。

ここに謂う文化史とは、或る時代の事物を、その時代の一般的な理解枠組に従って解釈すると云う、歴史史料の解釈論を指す。かかる文化史は、西田直二郎や和辻哲郎やディルタイの名と共に、大正時代の中期以降に於ける流行現象として語られてきたが、本研究は、その淵源が明治30年代にあることを示した。

尋で、文化史的な解釈方法を南北朝史に適用すると、南朝正統論が導かれることを明らかにした。南北朝当時の一般的な歴史理解に従えば、正統は南朝の側にあるのである。官学アカデミズム史学第2世代の黒板や三浦も、やはりそのように考え、正閏論争では南朝正統論者として振舞った。斯くて官学アカデミズム史学は、社会の主流たる南朝正統論を、純粋に学問的な手続を通じて肯定するようになったのである。これが、歴史学と社会との融和の内実であった。そして、この文化史化した官学アカデミズムが、明治末年以降、昭和戦前期の歴史研究の主流を構成することになる。

(3) 以上の研究を踏まえ、中田薫の研究に着手した。その際には、中田薫と併称される法制史家・牧健二を主題として、法制史研究法における、いわゆる法科派文科派の対立について、その発生時に遡って検討を加え、その中で中田（を含む法科派）の特徴を明らかにする、と云う手段を取った。その結果、以下の諸点が明らかになった。

先ず、文科派なるものは、その当時の国史学界で一般化していたところの、文化史を方法論として奉ずる法制史家の謂であることを確認した。

しかし、法科派と文科派との対立は、方法としての文化史を奉じない者と、奉ずる者との対立ではなかった点には注意を要する。所謂法科派に属する法制史家（宮崎道三郎や中田薫）は、文化史を奉じないどころか、寧ろ積極的に文化史的方法を宣伝し、実践していたのであった。実のところ、法科派文科派の対立は、同じ文化史的方法を奉ずる者の間での対立であったのである：それは、文化史の適用を個々の概念レヴェルに止めるか（法科派）、それとも、歴史叙述の体系にまで及ぼすか（文科派）の対立であった。

法制史学界に於ける両者の対立は、法学界における、自由法学と社会法学との対立に重なり、又、人に着目すれば、田中耕太郎＝杉山直二郎の系統と末弘巖太郎及び其門下との対立にも重なるものであり、現に中華民国の法典編纂を巡って、自由法学者＝法科派と、社会法学者＝文科派とは、鋭く対立することとなる。

以上に加え、本研究は、牧健二の学問形成、就中、その知行制理解における、師・新見吉治から蒙った絶大な影響と、それにも関わらず存する巻の知行制理解の特質を明らかにし、その特質の知行論争に至るまでの継続したこと、及び、牧の戦後の邪馬台国研究が、戦前来の研究プログラムの延長上にあったこと、をも明らかにした。

(4) 最後に、本研究は、その副産物として、歴史家・久米邦武に就いても、その学問を一貫した観点から概念することに成功した。

久米は、著名な歴史家であり、その活動時期も、修史館史学から官学アカデミズム史学第2世代を覆うにも拘わらず、従来の研究は、岩倉使節団随行の報告書たる米欧回覧実記と、久米の論文「神道は祭天の古俗」の将来した筆禍事件ばかりを取り上げ、その前後の久米の業績には大して注意していなかった。

これに対して本研究は、久米の諸言動の基底は、言語を超える何ものかへの執着と、その裏返しであるところの言語不信とに貫かれていること、そうした態度を、久米は、幕末佐賀藩に広く行われた平田国学の世界観によって言語化し、自らの世界観としたこと、を明らかにした。

例えば、久米は、能楽復興に尽力したが、それは、能が、セリフを中心とする演劇とは対極に位置するものであって、幽玄で、何か言語を越えたものを思わせるからであった。歴史研究にお

いても同様であった。確かに久米は、重野安繹と並ぶ、修史館史学の大立者であった。しかし彼は重野とは異なり、歴史の個々の事象の考証よりも、むしろ諸事実の背後に存する所の、造化の神・産霊の神の生成に近づきたかったからこそ、歴史を研究していたのである。こうした久米の態度は、事実の背後を掘り下げようとする点に於いて、やはり事実の背後に法則を見出そうとする社会科学の方法に通ずる。しかし他方では、事実の背後に執着する余り、その事実を過去の人間がどう考えていたか、と云う文化史的な観点は、久米には全くなかった。

## 5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計7件（うち査読付論文 6件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 5件）

1. 著者名 山口 道弘	4. 巻 89
2. 論文標題 牧健二と文科派法制史学の展開（下）	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 法政研究	6. 最初と最後の頁 117～170
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） 10.15017/4796016	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -
1. 著者名 山口 道弘	4. 巻 89
2. 論文標題 久米邦武の思想展開	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 法政研究	6. 最初と最後の頁 290～212
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） 10.15017/6771954	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -
1. 著者名 山口 道弘	4. 巻 71
2. 論文標題 久米邦武の思想形成	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 藝林	6. 最初と最後の頁 32～75
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 山口 道弘	4. 巻 88
2. 論文標題 南北朝正閏論争と官学アカデミズム史学の文化史的展開（2・完）	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 法政研究	6. 最初と最後の頁 388～325
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） 10.15017/4485658	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 山口 道弘	4. 巻 88
2. 論文標題 牧健二と文科派法制史学の展開(上)	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 法政研究	6. 最初と最後の頁 242～191
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) 10.15017/4772779	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 山口 道弘	4. 巻 87
2. 論文標題 南北朝正閏論争と官学アカデミズム史学の文化史的展開(1)	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 法政研究	6. 最初と最後の頁 502～441
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) 10.15017/4370977	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 山口 道弘	4. 巻 86
2. 論文標題 三上参次と官学アカデミズム史学の成立	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 法政研究	6. 最初と最後の頁 289～354
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) 10.15017/2800501	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

〔学会発表〕 計0件

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

#### 6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

#### 7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8 . 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------